

自己資本の充実の状況 定性的な開示事項 (単体・連結)

2007年3月31日から実施された新しい自己資本比率規制は、第1の柱（最低所要自己資本比率*1）、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検閲）、第3の柱（市場規律*2）の三つの柱から構成されており、この開示は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号2及び第133条第1項第3号ハに規定する自己資本の充実の状況等について定められた「平成26年金融庁告示第8号」（自己資本比率規制における第3の柱）に基づくものです。

当金庫は、第1の柱において国内基準が適用され、信用リスク、及びオペレーショナル・リスクが、自己資本比率算定の対象になります。

今回の決算において、信用リスクについては標準的手法*3を採用し、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法*4を採用しています。

用語説明

- *1 最低所要自己資本比率は、国内基準、国際統一基準の二つがあり、国内基準は4%以上、国際統一基準は8%以上となっています。
- *2 市場規律として、ディスクロージャーの充実が求められます。
- *3 標準的手法とは、当金庫の資産である貸出金や債券などを、法人、中小企業、個人等に仕分けを行い、金融庁の告示において定められたリスク・ウェイト（保有する資産に対する掛目のことをいいます。この数値が小さいほど、リスクが少ないということがいえます）を乗じて、リスク・アセットを算出する手法をいいます。
- *4 基礎的手法とは、次の算式にて算出する手法をいいます。

【オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法】

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域の皆さまからの出資金、創業以来の利益の積立金である利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	配当率
碧海信用金庫	普通出資	(単体)1,215百万円 (連結)1,215百万円	4.0%

■自己資本の充実度の評価方法の概要

単体及び連結自己資本比率は、第1の柱における国内基準の4%を大きく上回り、自己資本は充実していると評価しています。

また、当金庫は、信用リスク、市場リスク、及びオペレーショナル・リスクの三つのリスクに対して、資本配賦を行い、自己資本の充実度を毎月評価しています。

信用リスク管理について

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクは、当金庫が業務を行ううえでの主要なリスクの一つで、「信用供与先の財務内容等の悪化により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスク」と定義しています。

信用リスク管理は、「信用リスクを適正に把握し、経営体力に合ったリスクコントロールによる健全性を維持するとともに、効率性の向上を図り、適正な収益を確保する」ことを基本的な考え方とし、管理しています。

信用リスク管理態勢として、主管部署、担当部署等を設置し、定期的に信用リスク管理の状況を理事会等に報告しています。

当金庫は、信用リスク管理手法として庫内内部格付制度を導入し、債務者格付を実施し、格付ごとの与信限度枠、プライシング基準等を定め管理をしています。また、与信集中リスクの高まりは、当金庫に重大な影響を及ぼすものであることから、各種モニタリング態勢を整備し、管理をしています。

貸倒引当金については、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しています。詳しくは、2023年3月期注記事項の（連結）貸借対照表関係の9（P. 4、P.22）をご参照ください。

■標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当金庫は、標準的手法を採用し、信用リスクを計測しています。標準的手法は、信用リスク・アセット算出時に適用するリスク・ウェイトが、金融機関が採用する適格格付機関等の格付等に応じて決定する仕組みとなっています。

当金庫は、採用する適格格付機関等を株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）とし、リスク・ウェイトの数値を決定しています。さらに、エクスポージャーの種類ごとに、採用する適格格付機関等は、次の表のようになります。ただし、複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）については、投信会社より送られてくる資料を参考にしています。

エクスポージャーの種類	採用する適格格付機関等
中央政府及び中央銀行	経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコア
我が国の地方公共団体	経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコア
外国の中央政府等以外の公共部門	経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコア
国際開発銀行	R&I、JCR
地方公共団体金融機構	経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコア
我が国の政府関係機関	経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコア
地方三公社	経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコア
金融機関	経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコア
第一種金融商品取引業者	経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコア
法人等	R&I、JCR

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、各種要件を満たした場合に金融機関が抱えるリスクを削減することができることをいい、具体的には担保・保証等が該当します。

当金庫は、信用リスク削減手法として用いる適格金融資産担保について、簡便手法を用い、当金庫預積金（定期預金及び定期積金）のみを採用しています。担保は回収の確実性を確保することを基本原則としていることから、株式や債券などを採用していません。したがって、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中はありません。

担保として用いる当金庫預積金については、お取引先ごとの当金庫預積金残高について常に把握し、預金担保差入書等には確定日付を取得するなどして、法的に有効な第三者対抗要件を具備するようにしています。

また、信用リスク削減手法として利用する主要な保証人は、日本国政府及び地方公共団体になります。日本国政府、及び地方公共団体は、当金庫の採用手法である標準的手法において、リスク・ウェイト0%が適用されます。なお、当金庫は、クレジット・デリバティブは用いていません。

当金庫では、与信審査、信用リスクの管理に、不動産担保、有価証券担保、及び前記以外の保証についても有効に活用しています。

また、担保については、法的有効性を具備することを担保管理上の必須事項とし、抵当権設定契約証書にお取引先の自署をいただき登記手続を行い、法的に有効な第三者対抗要件を具備しています。なお、不動産担保、有価証券担保等による信用リスク削減効果は、自己資本比率には反映されていません。

自己資本比率算出に関して貸出金と当金庫預積金との相殺計算が認められておりますが、法的に有効であるか等の検証を行ったうえで、相殺計算を行った後の残高[相殺の対象は、貸出金（証書貸付、手形貸付等）と当金庫預積金（定期預金及び定期積金）としています]で、管理しています。

派生商品取引及びレポ形式の取引は、積極的に行わず、「派生商品取引及びレポ形式の取引において法的に有効な相対ネットティング契約は、基本的に締結しない」としてしています。現在、当該ネットティング契約はありません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引は積極的には行わない、長期決済期間取引は実施しないことを基本的な考え方としています。

したがって、派生商品取引については、「限度枠を設定し管理するとともに、取引相手を限定し、格付に配慮する」ことを派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の基本的な考え方とし、当該取引を実施した場合は、限度枠の使用状況、及び取引相手の信用状況をモニタリングしています。また、現在、当該取引に該当するものは僅少であり、仮に当金庫の信用力の悪化により担保を追加的に提供する事態が発生したとしても、影響は軽微です。

■証券化エクスポージャーのリスク管理の方針及びリスク特性の概要

「オリジネーター及び投資家のそれぞれの立場に応じ、適切なリスク管理を行う」ことを証券化エクスポージャーに関するリスク管理の基本的な考え方とし、管理をしています。

オリジネーターとして証券化取引を行う場合は、当該スキームの内容についての検討等を信用リスクの主管部署が行い、経営陣の承認を受けたうえで実施する態勢としていますが、当金庫からは積極的に証券化取引を行っていません。

投資家として証券化エクスポージャーを保有する場合は、市場リスクの主管部署が購入に際して証券化取引のスキームやリスクについて十分に検討を行い、購入後は、市場環境、当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産にかかる市場の状況や価格などについてモニタリングを行い、経営陣等に報告しています。

「オリジネーターとしては、証券化取引を積極的に行わない。投資家として証券化エクスポージャーを保有する場合は、市場環境、当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産にかかる市場の状況、証券化取引のスキームなどについて慎重に検討を行う」ことを当金庫の証券化取引についての基本的な考え方としています。また、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。なお、証券化取引に関する会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に行っています。

自己資本の充実の状況 定性的な開示事項 (単体・連結)

■証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット算出に関する事項

当金庫は、証券化エクスポージャーについても標準的手法を採用し、信用リスクを計測しています。証券化エクスポージャーの標準的手法は、信用リスク・アセット算出時に適用するリスク・ウェイトが、金融機関が採用する適格格付機関の格付に応じて、決定する仕組みとなっています。

当金庫は、証券化エクスポージャーの種類に関わらず、採用する適格格付機関を株式会社格付投資情報センター (R&I)、及び株式会社日本格付研究所 (JCR) としています。

市場リスク管理について

■リスク管理の方針及び手続の概要

市場リスクは、当金庫が業務を行ううえでの主要なリスクの一つで、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債 (オフ・バランス資産を含む) の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」と定義しています。

市場リスク管理は、「当金庫の直面する市場リスクを正しく把握し、かつ、金融情勢の変化に対応できるよう市場リスクを適切に管理することにより、健全性の確保と収益性の向上を図る」ことを方針とし、**VaR*5**を基準として、各種リミットを設定し、管理をしています。また、市場リスクに対して資本配賦を行ったうえで、適正に管理が行われているかを自己資本対比でモニタリングを行い、理事会等に報告しています。

銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーのリスク管理については、「価格変動によるリスクが大きいため、中・長期的観点から、含み益確保及び配当利回りに配慮した健全性重視の運用を行う」ことを基本的な考え方とし、リスク量をベースに保有限度額を定め、運用を行い、日次で評価損益の状況等を把握し、経営陣に報告しています。これらの取引に関する会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従うこととし、適正に行っています。その他有価証券、子会社株式、及び関連会社株式のリスク管理は、市場リスク管理と同様の考え方で管理しています。

市場リスクのリスク量 (VaR) は、有価証券については月次、預金・貸出金等については四半期ごとにリスク量を計測しています。リスク量計測の前提として、観測期間5年、信頼区間99%、保有期間半年 (有価証券)・1年 (預金・貸出金等) とし、**コア預金*6**については考慮していません。

用語説明

- *5 **VaR**とは、一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額のことをいいます。
- *6 **コア預金**とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の求めによって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。

流動性リスク管理について

■リスク管理の方針及び手続の概要

流動性リスクは、当金庫が業務を行ううえでの主要なリスクの一つで「運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク (資金繰りリスク)、及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しています。

流動性リスクは、「当金庫の流動性に関するリスクを的確に認識し、資金繰りの逼迫度や市場流動性の状況に応じた管理態勢の整備、確立を図る」ことを基本的な考え方とし、各種管理基準や市場流動性・資金繰り逼迫度に応じた対応方法等に基づいた管理を行っています。

オペレーショナル・リスク管理について

■リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、当金庫が業務を行ううえでの主要なリスクの一つで「業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク、及び風評リスク」と定義しています。

オペレーショナル・リスクは、「金庫全体として総合的に、オペレーショナル・リスクを特定し、評価、モニタリング、及びコントロールの実施により、リスクの削減を図る」ことを基本的な考え方とし、事務ミスが発生状況、オンラインの稼働状況、及びお客様相談の受付状況などについて、モニタリングしています。また、オペレーショナル・リスクに関する事項は、主管部署等から理事会等に報告しています。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しています。

金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、**銀行勘定の金利リスク (IRRBB)** *7について、「金利リスクを過大に取り過ぎないように、適切なリスク管理を行う」ことを基本的な考え方としています。

当金庫のすべての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象として、重要性を踏まえて金利リスクを計測しています。なお、連結子会社の金利リスクは軽微と判断し、計測対象外としています。

当金庫では、四半期毎に Δ EVE*8及び Δ NII*9を複数の金利シナリオに基づき算出し、ALM委員会等に報告しており、経営陣により適切に管理されています。

■金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2023年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.49年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利更改満期を10年としています。
- ③流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提
普通預金など満期のない流動性預金については、内部モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しています。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追従率に基づく影響を考慮しています。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。
- ④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算しています。
- ⑥スプレッドに関する前提
預金・貸出金等の割引金利及びキャッシュ・フロー作成時の金利には、スプレッドを含めて算出しています。
- ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しています。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫は、 Δ EVEを自己資本の額と対比することにより、金利リスクを適切に管理しています。 Δ EVEは基準値であるコア資本の20%以内に収まっており、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しています。また、複数の指標によるモニタリングやストレステストについても定期的の実施しています。

用語説明

- *7 **銀行勘定の金利リスク (IRRBB)** とは、金利水準の変動により、資産・負債の経済価値や期間収益が変動するリスクのことをいいます。
Interest Rate Risk in the Banking Bookの略。
- *8 **Δ EVE**とは、金利ショックに対する経済価値 (EVE: Economic Value of Equity) の減少額のことをいいます。
- *9 **Δ NII**とは、金利ショックに対する期間収益 (NII: Net Interest Income) の減少額のことをいいます。

連結ベースにおけるリスク管理について

連結の対象となる子会社等は、信用保証業務を行っている「へきしん信用保証株式会社」、及びリース業務を行っている「へきしんリース株式会社」の二社になります。

これら二社に対する管理については、当金庫の関係各部署が常日頃からモニタリングしています。